

市役所からの お知らせ

国民年金

第1号被保険者への
独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納め

た月数が36か月以上ある場合は、8500円が加算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。（平成38年4月1日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受給できます。）

遺族基礎年金の額は子のある配偶者が受ける場合、基本額（7万9300円）に子の加算額（1人目と2人目の子はそれぞれ22万4300円、

3人目以降は1人につき7万4800円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で障がい等級が1・2級の状態にある子いいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上である夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、年金額は夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある場合、老齢基礎年金を受けていた場合、または、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合先 市民課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

税

固定資産税・都市計画税の納税
通知書をご確認ください

本年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、平成30年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。

※免税点未満（課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満）の場合は送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

納税通知書が届いていなかったり、内容に誤りや疑問な点があったときは税務課 ☎(275) 6109までお問い合わせください。

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産（土地・家屋）を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦（寡夫）、特別障がい者または65歳以上のいずれかであること
 - ② 所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
 - ③ 所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
 - ④ 固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
 - ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること
- ※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合せ 税務課

☎ (275) 6109

後期高齢者医療

7月から普通徴収（口座振替や納付書による納付）が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料制度がありませんので、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。（過年度分については口座振替できませんので、ご了承ください。）

7月中旬に平成30年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収だけの方は、年間保険料を7月から3月の9回で納付していただくことになります。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6392

高額療養費制度の見直し

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、被保険

者の所得に応じて決まっています。

■自己負担限度額とその判定基準（平成30年8月から）

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
課税所得 690 万円以上	3 割	252,600 円＋1% ^① （年4回から140,100円）	
課税所得 380 万円以上		167,400 円＋1% ^② （年4回から93,000円）	
課税所得 145 万円以上		80,100 円＋1% ^③ （年4回から44,400円）	
一般	1 割	18,000 円 （年間14万4000円上限）	57,600 円 （年4回から44,400円）
※低所得Ⅱ区分 ^④		8,000 円	24,600 円
※低所得Ⅰ区分 ^⑤			15,000 円

- ① 医療費が84万2000円を超えた場合は、その分の1%が加算
- ② 医療費が55万8000円を超えた場合は、その分の1%が加算
- ③ 医療費が26万7000円を超えた場合は、その分の1%が加算
- ④ 低所得Ⅱとは、同一世帯の方全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者のこと
- ⑤ 低所得Ⅰとは、同一世帯の方全員

固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の

納期限は、

5月31日 木

固定資産税……………1期分
都市計画税……………1期分
軽自動車税……………全期分

問合せ 税務課 ☎ (275) 6094

自動車税

問合せ先

府自動車税コールセンター
☎ 0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算）または同一世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者のこと

※入院時の食事代や差額ベッド代等
保険診療外の費用は含みません。

※月の途中で75歳とされた方の場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の半額になります。

問合先 府後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎06(4790)2031
または健康づくり課 ☎(275)6392

各種

視覚障がいをお持ちの方を支援する周囲の方へ
声の広報はご存知ですか？

視覚障がいをお持ちの方向けに毎月「声の広報たかいし（CD版の広報）」を発行しています。各種生活情報をお求めの方へお勧めです。周

囲に視覚障がいをお持ちでご利用がまだの方がいらつしやれば、ぜひお知らせください。

お求めの場合は、市視覚障害者福祉会事務局 ☎(262)0580へお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活において常に特別な介護が必要な在宅の重度障害者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）
支給額 月額2万6940円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活において常に特別な介護が必要な在宅の重度障害児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）
支給額 月額1万4650円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先 高齢・障がい福祉課

☎(275)6294

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

相談急増 ハガキによる架空請求



「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなど書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないで、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか（60歳代 女性）



ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。少しでも不安に思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第299号」から抜粋・イラスト黒崎玄

特定健診特別金利定期貯金のご案内

特定健診等の受診率向上に向けたJAいずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0.30%の金利が適用されます。

期間 平成31年3月29日まで

対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方

詳しくは、JAいずみの店頭の商品概要説明書またはJAホームページ<http://www.ja-izumino.or.jp>をご覧ください。お近くの各支店へお問い合わせください。

日本脳炎予防接種は、お早めに！

日本脳炎は蚊によって媒介される感染症です。発症すると重大な障がいが残ったり、死亡することもあります。蚊が多くなる前に接種されることをお勧めします。

定期接種 1期…生後36～90か月未満の間に6～28日の間隔で2回接種後、約1年間あけて1回接種。

2期…9～13歳未満の間に1回接種。

救済措置 ▼平成19年4月1日以前に生まれた接種未完了の方は、1期3回・2期1回の合計4回のうち、未接種分を20歳未満の間に接種。

▼平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのうち1期未完了の方は、未接種分を9～13歳未満の間に接種。

場所 市内指定医療機関

持ち物 母子健康手帳、予診票

問合先 地域包括ケア推進課

☎(267) 1160

支援教育の取組み

市内の幼稚園や小中学校では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校の協働体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの

状況等を的確に把握し、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある子どもへの支援も進めるとともに、各学校の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、ともに生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

問合先 学校教育課

☎(275) 6434

悪質電話防止装置の無料貸出

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として市では、悪質電話防止装置の無料貸出を実施します。

貸出開始日 6月1日から（予定）

対象 市内の65歳以上の方

募集 迷惑電話番号からの着信を自動で拒否する着信拒否機30台、相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後に自動で録音を開始する通話

第5火・金曜日はペットボトル、プラスチック製容器包装の収集日です

資源ごみのペットボトル、プラスチック製容器包装は、第5火曜日（千代田・羽衣・西取石・取石）、第5金曜日（高師浜・東羽衣・加茂・綾園）も昨年から第2・4週目に加えて収集を実施しています。（第5週目では収集時間が通常より早くなることがあるのでご注意ください。）

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

今年度の第5火・金曜日はこちら

5月29日・6月29日
7月31日・8月31日
10月30日・11月30日
1月29日・3月29日



録音機50台（いずれも応募多数の場合、抽選）

申込・問合先 5月25日までに経済課 ☎（275）6149 窓口へ

水道料金等の収納業務を民間へ委託

サービス向上と水道事業の経営の効率化を図るため、一部業務を民間の事業者へ委託しています。

主な委託業務 料金等収納業務・電話等受付業務・検針業務・閉栓業務・メーター取替業務 ほか

委託期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

営業時間 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜日、祝日を除く）

委託先 第一環境株式会社関西支店

問合先 上下水道課お客様サービスセンター ☎（275）6427

雨水貯留タンクの購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和し、貯めた水は庭木の散水などで利用することにより水道料金や下

水道使用料の節約につながります。

また、非常時の生活用水（飲用を除く）にも利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

対象 市内に住宅を所有され、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方
※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。

助成額 購入費の3分の2に相当する額と貯留容量（ℓ）×2000円の額を比較し、いずれか少ない方の額を助成。（上限4万円）

申込・問合先 11月30日までに上下水道課 ☎（275）6419 へ

5月16日に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合先 危機管理課 ☎（275）6247

市立中学校の看護師を募集

募集人数 1人

応募資格 看護師または准看護師の資格を有する方

雇用期間 平成31年3月31日まで

業務内容 児童生徒の医療的な介助等

提出書類 市販の履歴書・資格証明書等の写し等

応募・問合先 提出書類に必要事項を記入し、学校教育課 ☎（275）6434 へ持参または郵送。

学校生活支援ボランティア（有償）を募集

募集 1人

雇用期間 平成31年3月22日まで

勤務時間 授業中の月曜～金曜日、午前8時30分～午後0時30分

業務内容 学校の支援学級における児童生徒のサポート

応募・問合先 学校教育課 ☎（275）6434

平成29年度の余った無料普通ごみ処理券を日用品と交換します！

平成29年度の無料普通ごみ処理券（緑）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのゴミ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトペーパー1ロールと交換します。

問合先 生活環境課 ☎（275）6266

交換期間

5月19日^土～25日^金
午前10時～午後5時
市役所（別館1階 会議室111）

ご高齢等のために会場に来ることが難しい場合は、ご相談ください。



まっぼっくり

憲法と司法権

5月3日は「憲法記念日」です。昭和22年のこの日に日本国憲法が施行されたことを記念し、国の成長を期する国民の祝日に制定されました。さらに、毎年5月3日の憲法記念日を含む1日～7日までの1週間を「憲法週間」としています。国民主権、平和主義と基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認する絶好の機会です。この間、法務省では、裁判所や弁護士との協力のもと、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらうための取り組みを行っています。今月号では、憲法と司法権の関わりについてをみていくことにします。

司法権である裁判所の仕事は、公正に行使されるためには、裁判所が国会や内閣、その他のどんな権力からも圧力や干渉を受けないこと（司法権の独立）が必要です。また、裁判官は憲法第76条（以下「憲法」を省略）に規定されているように、憲法と法律に拘束されるほかは、だれのさしずも受けず、良心に従い独立して仕事を行います。さらに、裁判官は身分が保障されており、第78条の規定により弾劾裁判所で罷免された場合など、特別な理由のない限りやめさせられることはありません。裁判所の仕事は、社会生活の中で犯罪のように法律に違反する行為があったり、相続などの権利をめぐる争いが起きた時などに、法にあてはめて争いを裁き、ルール違反に対処して社会秩序を維持する役割を果たしています。第32条では、だれでも自分の権利が侵害されたときには、裁判所に訴え、公正な裁判によって救済を受けることができる」と定められています。

裁判には、民事裁判と刑事裁判があります。民事裁判とは、日常生活を送るなかで個人と個人のあいだで意見や主張の違いから話し合いでは解決できなくなった時に、法に基づいて強制的に解決する裁判です。次に刑事裁判とは、犯罪に当たる行為があったかどうかを判断し、有罪の場合には刑罰を言い渡す裁判です。この刑事裁判は、人の身体や自由に関接かわる裁判のため、人権に対する配慮が必要で、第31条ではどのような犯罪にどのような刑罰を科すか、さらに刑罰を科すまでの手続きを、あらかじめ法律で定めておくように規定しています。

最後に、憲法は国の最高法規なので、第81条では法律・命令・規則・処分などが憲法に違反していないかどうかを判断する権限を裁判所にあたえています。この権限を違憲審査権といい、最高裁判所は違憲審査についての最終的な決定権をもつことから、「憲法の番人」ともいわれています。

今、憲法を巡っては改正論議が活発です。私達一人ひとりがもっと憲法に関心を持つことが大切ではないでしょうか。

人権推進課
☎(275) 6279

高石市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業

飲食店関係等の

創業セミナー

必見です!



5月22日・23日

日時 いずれも午後6時～8時30分

場所 高石商工会議所(3階) 募集 15人(先着順)

講師 梶本比沙さん(株式会社事務助 代表取締役)

内容 22日:大阪府の施策紹介、高石商工会議所創業支援紹介、jSTATMAP(統計)を活用した商圈調査 ほか

23日:資金調達(講師:日本政策金融公庫堺支店創業担当者)、キャッシュフロー、創業計画書の作成手法 ほか

申込・問合先 5月17日までに申込書に必要事項を記入し経済課☎(275)6164または高石商工会議所☎(264)1888へ